中津市広告入り封筒の寄附の取扱に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、広告入り封筒（以下「封筒」という。）の寄附に関して、中津市広告料収入事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（寄附者の募集及び選定）

第２条　封筒の寄附をする者の募集は、中津市ホームページ及びその他市長が必要と判断した方法により行うものとする。

２　募集期間、その他募集について必要な事項及び封筒の寄附をする者の選定基準については、別に定める。

３　封筒の寄附を希望する者は、中津市封筒寄附申込書（様式第１号)に関係書類を添えて申し込まなければならない。

（寄附の決定）

第３条　市長は、前条の規定により寄附の申し込みを受けた場合、申し込みを受けることを決定した場合は受理通知書（様式第２号）により、申し込みを受けないことを決定した場合は不受理通知書（様式第３号）により申込者に通知するものとする。

（協定書の締結）

第４条　市長は、寄附採納の決定を受けた者（以下「寄附決定者」という。）と封筒の製作及び寄附に関して協定を締結するものとする。

（広告掲載の基準）

第５条　寄附決定者が広告主を募集する場合には、本市が寄附を募集しているかのような誤解を与えてはならない。

２　寄附決定者が募集する広告内容は、要綱第３条第１項各号、第９条第１項各号及び同条第３項を遵守したものであるとする。

３　広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

（１）　不当景品及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）第１２条第２項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、またはこれらに照らし

て不適切な内容を含むもの

（２）　事実と異なる内容を含むもの

（３）　比較広告（二重価格表示があるもの、第三者が推奨または保証する記述があるものを含む。）

（４）　懸賞広告及びクーポン付き広告

（５）　美観風致を害する恐れがあるもの

（６）　広告内容に無関係で表示に必然性がないもの

（７）　その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの

４　次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないことができる。広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする。

（１）　法令等に違反しているもの

（２）　本市から指名停止措置をうけているもの

（３）　市税を完納していないもの

（４）　前各号に掲げるもののほか、本市が適当でないと認めるもの

（広告掲載の承諾）

第６条　寄附決定者は、当該広告掲載にかかわる広告物の内容、デザイン等（以下「仕様」という。）について、中津市封筒への広告掲載申込書（様式第４号)に関係書類を添えて申し込みを行い、市長の承諾を受けなければならない。

２　市長は、承諾を行うに際して、仕様の変更を指示し、または必要な条件を付すことができる。

（審査委員会）

第７条　広告入り封筒の使用決定に関する審査及び掲載する広告内容等の可否の審査を実施するため、中津市広告入り封筒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会は、総務部長、総務部総務課長、財政課長、教育総務課長、秘書広報課長、契約検査課長、人権・同和対策課長をもって組織し、審査委員会の委員長は総務部長をもって充てる。

３　委員長が必要と認めるときには、第２項で定めた以外の者を委員に加えることができる。

４　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

５　審査委員会の事務局は、総務部総務課内に置く。

（会議）

第８条　審査委員会は、以下のことが生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

（１）　広告入り封筒の使用を決定しようとするとき

（２）　新たな広告媒体に広告掲載を始めようとするとき

（３）　掲載する広告の可否について疑義が生じた場合

２　審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

３　審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

４　審査委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　審査委員会は必要があると認めるときは、関係者に審査委員会の出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

（表示広告に関する責任）

第９条　封筒の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、寄附決定者が一切の責任を負い、速やかに解決に努めるものとする。

（回収）

第１０条　市及び寄附決定者は、使用中の封筒の広告内容及び広告主に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、寄附決定者は当該封筒を回収し、代替の封筒を無償で提供するものとする。

（協定書の解除）

第１１条　市長は、寄附決定者が本要領に従わないとき、または寄附決定者から解除の申し出があったときは、これを解除し、寄附決定者に対して封筒のすべてを回収させるものとする。

（その他）

第１２条　この要領に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要領は、平成１９年１２月１８日から施行する。